

解体工事に係る調査表

| | | |
|---|---|--|
| 会社名 | ← 記載例 ○○○ 株式会社 | |
| 解体工事に必要な許可又は登録で有しているもの <small>(所有する許可又は登録を☑チェックしてください。)</small> | 許可又は登録の種類 <input type="checkbox"/> 解体事業 <input type="checkbox"/> とび・土工事業 <input type="checkbox"/> 土木事業 <input type="checkbox"/> 建築事業 <input checked="" type="checkbox"/> <u>解体工事業者の登録</u> * ¹ <small>*1 解体工事業者の登録とは「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第21条第1項の登録。この登録に該当する場合は新潟県知事からの<u>通知の写しを添付してください。</u></small> | |
| 解体工事における技術管理者 <small>(常時勤務する技術職員の状況を記入してください。)</small> | <u>解体工事における技術管理者</u> * ² として基準に適合する技術職員数 _____人 【上記の内訳】 • 監理技術者資格者証を有する技術職員数 (土木一式 _____人 建築一式 _____人 とび・土工 _____人) • <u>解体工事施工技士</u> * ³ の資格を有する技術職員数 _____人 <small>*2 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第31条に規定する人。(裏面参照) *3 解体工事施工技士とは国土交通大臣の指定する試験(実施: (公社) 全国解体工事業団体連合会)に合格した人。</small> | |
| (参考) 産業廃棄物等の収集運搬業許可 | 収集運搬業許可 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し | |

- 注)
- 1 市内本社で「解体工事参加申請を希望する場合」又は「とび・土工・コンクリート工事参加申請を希望かつ解体工事を希望する場合」に提出してください。
 - 2 この補足表は、平成29年10月2日時点で記入してください。
 - 3 記入された内容に虚偽があった場合は、入札参加資格申請書に虚偽の記載があったものとみなし参加資格を取り消すことがあります。

| | |
|-------|-----------|
| 総務課記載 | No. _____ |
|-------|-----------|

解体工事における技術管理者の基準(解体工事業に係る登録等に関する省令第7条)

次の1から5のいずれかに該当する者

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 大学で土木工学科等^{注1}を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者
- (2) 高等専門学校で土木工学科等^{注1}を修めて卒業し、解体工事に関し2年以上の実務経験を有する者
- (3) 高等学校で土木工学科等^{注1}を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者
- (4) 中等教育学校^{注2}で土木工学科等^{注1}を修めて卒業し、解体工事に関し4年以上の実務経験を有する者
- (5) 解体工事業に関し8年以上の実務経験を有する者

2 次のいずれかの資格を有する者

- (1) 1級建設機械施工技士
- (2) 2級建設機械施工技士（種別「第1種」又は「第2種」に限る。）
- (3) 1級土木施工管理技士
- (4) 2級土木施工管理技士（種別「土木」に限る）
- (5) 1級建築施工管理技士
- (6) 2級建築施工管理技士（種別「建築」又は「躯体」に限る。）
- (7) 1級建築士
- (8) 2級建築士
- (9) 1級のとび・土工の技能検定に合格した者
- (10) 2級のとびあるいはとび工の技能検定に合格した後、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者
- (11) 技術士(2次試験のうち建設部門に合格した者に限る)

3 国土交通大臣が実施する講習又は国土交通大臣の登録を受けた講習^{注3}を受講した者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 大学で土木工学科等^{注1}を修めて卒業し、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者
- (2) 高等専門学校で土木工学科等^{注1}を修めて卒業し、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者
- (3) 高等学校で土木工学科等^{注1}を修めて卒業し、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- (4) 中等教育学校^{注2}で土木工学科等^{注1}を修めて卒業し、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- (5) 解体工事に関し7年以上の実務経験を有する者

4 国土交通大臣の登録を受けた試験^{注4}に合格した者

5 国土交通大臣が上記1～4と同等以上の知識および技能を有すると確認した者

注1 土木工学科等とは、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む)、都市工学、衛生工学、交通工学、建築学に関する学科をいう(省令第7条)

注2 中等教育学校とは、いわゆる中高一貫教育で、卒業後は高等学校卒業と同等となる学校をいう。

注3 国土交通大臣の登録を受けた講習とは、(公社)全国解体工事業団体連合会及び㈱日本解体工事技術協会(平成20年12月31日をもって登録講習に係る事務の全てを廃止。ただし、講習終了証は引き続き有効。)が実施する解体工事施工技術講習をいう。

注4 国土交通大臣の登録を受けた試験とは、(公社)全国解体工事業団体連合会及び㈱日本解体工事技術協会(平成20年12月31日をもって登録試験に係る事務の全てを廃止。ただし、合格証明書は引き続き有効。)が実施する解体工事施工技術士試験をいう。